



金沢市公報

号外第10号の2

令和7年(2025年)6月27日

〒920-8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

◎ 目 次	ページ		
●規 則			
○金沢市小額工事契約事務取扱特例規則及び金沢市契約規則の一部を改正する規則 （監理課）	1	●告 示	
○金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則 （障害福祉課）	1	○金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱の廃止について （福祉政策課）	7
○金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則 （保育幼稚園課）	2	○金沢市ひとり親世帯緊急支援給付金の支給に関する要綱の廃止について （子育て支援課）	7
○金沢市介護保険規則の一部を改正する規則 （介護保険課）	2	●選挙管理委員会告示	
○金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則 （建築指導課）	2	○金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の一部改正について （選挙管理委員会）	7

規 則

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則及び金沢市契約規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第39号

金沢市小額工事契約事務取扱特例規則及び金沢市契約規則の一部を改正する規則

（金沢市小額工事契約事務取扱特例規則の一部改正）

第1条 金沢市小額工事契約事務取扱特例規則（昭和53年規則第55号）の一部を次のように改正する。

第2条 第2号中「500,000円」を「800,000円」に改める。

（金沢市契約規則の一部改正）

第2条 金沢市契約規則（平成15年規則第1号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項第1号中「契約で、」の次に「工事の請負契約にあっては契約金額が80万円を、製造の請負契約にあっては」を加える。

附 則

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。

2 第2条の規定による改正後の金沢市契約規則第28条第2項第1号の規定は、この規則の施行の日以後に予定価格を定める随意契約による工事の請負契約について適用し、同日前に予定価格を定めた随意契約による工事の請負契約については、なお従前の例による。

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市長 村山 卓

●金沢市規則第40号

金沢市児童福祉法施行細則及び金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部を改正する規則

(金沢市児童福祉法施行細則の一部改正)

第1条 金沢市児童福祉法施行細則(平成8年規則第61号)の一部を次のように改正する。

様式第2号の2中「80万円」を「80万9千円」に改める。

(金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則の一部改正)

第2条 金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則(平成18年規則第42号)の一部を次のように改正する。

様式第1号及び様式第4号中「80万円」を「80万9千円」に、「所得税」を「所得割」に改める。

様式第19号の3中「生活保護受給世帯」の後に「に属する者」を加え、「であって、合計所得金額及び障害者基礎年金等の収入の合計額が80万円以下のもの」を削り、「市町村民税非課税世帯に属する者であって、2以外のもの」を「市町村民税課税世帯に属する者」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条中金沢市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行細則様式第1号及び様式第4号の改正規定(「所得税」を「所得割」に改める部分に限る。)並びに様式第19号の3の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。

2 この規則(前項ただし書に規定する規定にあっては、当該規定)の施行の際現に存する改正前の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市長 村山卓

●金沢市規則第41号

金沢市立保育所条例施行規則の一部を改正する規則

金沢市立保育所条例施行規則(平成12年規則第17号)の一部を次のように改正する。

別表金沢市立薬師谷保育所の項、金沢市立双葉保育所の項及び金沢市立宮野保育所の項を削り、同表に次のように加える。

金沢市立森本いろは保育所	150
--------------	-----

附 則

この規則は、令和8年4月1日から施行する。

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市長 村山卓

●金沢市規則第42号

金沢市介護保険規則の一部を改正する規則

金沢市介護保険規則(平成12年規則第16号)の一部を次のように改正する。

様式第23号の2の2(表)中「80万円」を「80万9千円」に改める。

附 則

1 この規則は、令和7年8月1日から施行する。

2 この規則の施行の際現に存する改正前の様式第23号の2の2の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市長 村山卓

●金沢市規則第43号

金沢市建築基準法施行規則の一部を改正する規則

金沢市建築基準法施行規則（昭和48年規則第9号）の一部を次のように改正する。

第2条の見出し中「図書」を「図書等」に改め、同条第1項中「第1条の3」の次に「、第2条の2又は第3条」を、「掲げる図書」の次に「及び書類」を加え、同項第2号中「工場又は」を「工場若しくは」に改め、「供するもの」の次に「又は令第137条の7の規定が適用されるもの」を加え、「工場等内容調書」を「危険物の数量表及び工場・事業調書」に改め、同項第5号中「図書」の次に「及び書類」を加える。

第4条第1項中「確認」を「確認済証の交付」に改め、同条第2項中「確認」を「確認済証の交付」に、「工事監理者又は工事施工者」を「、工事監理者」に、「、速やかに、工事監理者（工事施工者）選定（変更）届」を「工事監理者選定（変更）届」に改め、「により」の次に「、工事施工者を選定し、又は変更したときは工事施工者選定（変更）届（様式第5号の2）により、速やかに」を加える。

第5条中「確認を」を「確認済証の交付を」に、「確認済証」を「当該確認済証」に改める。

第7条第2項中「工場等内容調書」を「危険物の数量表及び工場・事業調書」に改め、同条第3項中「次の表に掲げる図書」を「省令第1条の3第1項の表2の(29)項の(ろ)欄に掲げる日影図」に改め、同項の表を削る。

第8条に次の1項を加える。

5 建築物の定期調査報告における調査及び定期点検における点検の項目、方法及び結果の判定基準並びに調査結果表を定める件（平成20年国土交通省告示第282号）第2の規定により市長が付加する調査の項目、方法及び結果の判定基準は、次の表のとおりとする。

		調査項目	調査方法	判定基準
1 建築物の内部	(1)	各階の主要な常閉防火扉（常時閉鎖した状態にある防火扉をいう。以下この項において同じ。）	閉鎖又は作動の障害となる物品の放置並びに照明器具及び懸垂物等の状況	目視又はこれに類する方法（以下この表において「目視等」という。）により確認する。 物品が放置されていること等により常閉防火扉の閉鎖又は作動に支障があること。
	(2)		取付けの状況	目視等又は触診により確認する。 取付けが堅固でないこと。
	(3)		常閉防火扉並びにその枠及び金物の劣化及び損傷の状況	目視等により確認する。 変形、損傷又は著しい腐食により遮炎性能又は遮煙性能に支障があること。
	(4)		固定の状況	目視等により確認する。 常閉防火扉が開放状態に固定されていること。
	(5)	人の通行の用に供する部分に設ける常閉防火扉	作動の状況	常閉防火扉の閉鎖時間をストップウォッチ等により測定し、常閉防火扉の質量により運動エネルギーを確認するとともに、必要に応じてプッシュプルゲージ等により閉鎖力を測定する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。 防火区画に用いる防火設備等の構造方法を定める件（昭和48年建設省告示第2563号）第1第1号の規定に適合しないこと。

2 避難施設等	(1)	非常用の照明装置	作動の状況	各階の主要な非常用の照明装置の作動を確認する。ただし、3年以内に実施した点検の記録がある場合にあっては、当該記録により確認することをもって足りる。	非常用の照明装置が作動しないこと。
	(2)		照明の妨げとなる物品の放置の状況	目視等により確認する。	照明の妨げとなる物品が放置されていること。

様式第1号中「工場等内容調書」を「危険物の数量表及び工場・事業調書」に、

製品名	1日の処理量
機械台数	原動機の出力 kW

を

製品名	1日の製品量
機械台数(台)	原動機の出力(kW)

に改める。

様式第5号を次のように改める。

様式第5号（第4条関係）

工事監理者選定（変更）届			
工事監理者を選定（変更）したので金沢市建築基準法施行規則第4条第2項の規定により届け出ます。			
年　月　日			
(宛先) 建築主事			
建築主（建築主・設置者）			
住所			
氏名			
敷地の地名地番			
確認済証の交付 年月日及び番号			
工事監理者	新	資格	
		氏名	
		建築士事務所	
		工事と照合する設計図書	
	旧	資格	
		氏名	
		建築士事務所	
		工事と照合する設計図書	
変更の理由			
※受付欄		※決裁欄	

注意 ※欄は記入しないでください。

様式第5号の次に次の1様式を加える。

様式第5号の2(第4条関係)

工事施工者選定(変更)届			
工事施工者を選定(変更)したので金沢市建築基準法施行規則第4条第2項の規定により届け出ます。			
年 月 日			
(宛先) 建築主事			
建築主(建築主・設置者)			
住所			
氏名			
敷地の地名地番			
確認済証の交付 年月日及び番号			
工事施工者	新	氏名	
	営業所		
	旧	氏名	
	営業所		
変更の理由			
※受付欄		※決裁欄	

注意 ※印欄は記入しないでください。

様式第11号その1中「(電話番)」を「(電話)」に、

「

告金建第号」を「

第号」に、

「

」を

「

」に改め、同様式その2中

「(電話番)」を「(電話)」に、

「

告金建第号」を「

第号」に改める。

附 則

- この規則は、令和7年7月1日から施行する。ただし、第2条、第4条、第5条、第7条、様式第1号及び様式第5号の改正規定、同様式の次に1様式を加える改正規定並びに様式第11号の改正規定並びに次項の規定は、公布の日から施行する。
- 前項ただし書に規定する規定の施行の際現に存する改正前の様式第1号、様式第5号及び様式第11号の書式による用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。

告 示

●金沢市告示第227号

金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱（令和6年告示第177号）は、廃止する。

令和7年6月27日

金沢市長 村 山 卓

附 則

金沢市定額減税不足額給付金の支給に関する要綱（令和7年告示第193号）の一部を次のように改正する。

第2条第2号中「金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱」を「令和7年告示第227号（金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱の廃止について）による廃止前の金沢市定額減税調整給付金の支給に関する要綱」に改める。

●金沢市告示第228号

金沢市ひとり親世帯緊急支援給付金の支給に関する要綱（令和7年告示第38号）は、廃止する。

令和7年6月27日

金沢市長 村 山 卓

選挙管理委員会告示

●金沢市選挙管理委員会告示第15号

金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程（平成6年選挙管理委員会告示第28号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月27日

金沢市選挙管理委員会

様式第5号の備考第4項第2号中「7円73銭」を「8円38銭」に改める。

様式第6号の備考第4項第2号中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

様式第7号その2（別紙）の備考第1項中「7円73銭」を「8円38銭」に改め、同様式その3（別紙）の備考第2項中「28円35銭」を「30円73銭」に、「586,905円」を「609,690円」に改める。

附 則

改正後の金沢市議会議員選挙及び金沢市長選挙における選挙運動用自動車の使用等に係る公費負担に関する条例施行規程の規定は、この告示の施行の日（以下「施行日」という。）以後その期日を告示される選挙について適用し、施行日の前日までにその期日を告示された選挙については、なお従前の例による。

公営企業管理条例

金沢市企業局水道法に基づく身分証明書に関する規程をここに公布する。

令和7年6月27日

金沢市公営企業管理者 松 田 滋 人

●金沢市公営企業管理条例第14号

金沢市企業局水道法に基づく身分証明書に関する規程

(趣旨)

第1条 この規程は、水道法（昭和32年法律第177号。以下「法」という。）第40条の2第2項の規定に基づく職員の身分を示す証明書（以下「身分証明書」という。）の様式その他必要な事項について定めるものとする。

(身分証明書の様式)

第2条 身分証明書の様式は、別記様式による。

(身分証明書の交付)

第3条 金沢市公営企業の設置等に関する条例（昭和41年条例第41号）第4条に規定する公営企業管理者（以下「管

理者」という。)は、法第40条の2第1項に規定する業務に従事する者(以下「従事者」という。)に身分証明書を交付するものとする。

(身分証明書の管理)

第4条 従事者は、身分証明書を紛失し、又は損傷したときは、直ちに管理者に届け出なければならない。

2 従事者は、身分証明書を他人に貸与し、又は譲渡してはならない。

3 従事者は、法第40条の2第1項の業務に従事しなくなったときは、直ちに身分証明書を管理者に返還しなければならない。

(雑則)

第5条 この規程に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

別記様式(第2条関係)

(表)

		第 号
身分証明書		
氏 名		
生年月日		
		写 真
上記の者は、水道法第40条の2第1項の規定により、災害により損傷した水道によって水の供給を受け る者の土地に立ち入り、給水装置を操作する職員であることを証する。		
交付年月日	年 月 日	金沢市公営企業管理者 印

(裏)

水道法(抜粋)	
(この欄には、水道法第40条の2第1項及び第2項の条文を記載すること。)	

令和7年(2025年)6月27日 発行 発行人	金 沢 市
発行所	金 沢 市 役 所
編 集 石川県金沢市玉鉢4丁目166番地	(株) 共 荣